

希少野生動植物種の個体等の譲渡し等許可申請・協議の手引き

平成19年3月27日

一部改訂平成19年10月1日

1. 意義 - なぜ手続きが必要なのか -

野生生物は、われわれにとってかけがえのないものであるにもかかわらず、現在様々な脅威にさらされており、絶滅の危機に瀕しているものも少なくありません。こうした絶滅の危機にある野生動植物を過度に国際取引に利用されることのないようこれらの種を保護するために国際協力が重要であることを認識し、適当な措置を緊急にとるためワシントン条約(正式名称:絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約)が制定されています。

日本は1980年にワシントン条約に加入しています。そして絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(以下、「種の保存法」という。)により、同条約等に基づく水際規制の確実な実施を担保するため、そして日本における絶滅のおそれのある野生動植物の保存のため、国内での希少な野生動植物種の流通管理を行っています。このため、皆様に行っていただく希少野生動植物種の個体等の譲渡し等の許可申請または協議(以下、「申請等」という。)の手続きは、野生生物の過度の取引による絶滅を防止するために、非常に重要なものとなっております。

また、種の保存法では、「希少野生動植物種を保存することの重要性を自覚し、その個体等を適切に取扱うように努めなければならない。」と、希少野生動植物種の個体等の所有者等に対し義務を課しておりますので、十分ご理解の上、譲受け等されるようお願いいたします。

【参考】 ワシントン条約全文 : <http://www.biodic.go.jp/biolaw/was/index.html>
種の保存法 : <http://www.env.go.jp/nature/yasei/hozonho/index.html>

2. 申請等が必要な種など

譲渡し等が原則禁止されており、申請等が必要となる**個体**(2-1.参照)は、種の保存法施行令の別表第一(国内希少野生動植物種)、別表第二(国際希少野生動植物種)に掲載されています。また、別表第一、同第二により規制されている個体のうち、許可申請又は協議が必要となるその**器官並びに加工品**については別表第四に掲載されています。

2-1. 個体とは

- ・ 個体とは、全形を保持していることが基本であり、生死は問いません。
- ・ 卵及び種子(政令で定めるものに限る。)も個体に含まれ、国内及び国際希少野生動植物種の鳥綱の卵、国内希少野生動植物種の爬虫綱、両生綱及び昆虫綱(一部除く)の卵、ムニンツツジ、ムニンノボタン、タイヨウフウトウカズラ、コバトベラ及びウラジロコムラサキの種子が対象となります。

2-2. 器官とは

- ・ 個体の器官とは、種の保存のための措置を講じる必要があり、かつ種を容易に識別できるもので、別表第一、同第二で指定されている個体のうち別表第四の中段に掲載されているものをいいます。

例) 毛、皮、つめ、羽毛など(動物種の科の区分に応じて定められる。)

2-3. 加工品とは

- ・ 加工品とは、上記の個体の加工品と器官の加工品をいい、製造する過程のものを含みます。
 - 例) 個体の加工品・・・個体の剥製、標本、卵殻標本
 - 例) 器官の加工品・・・毛皮製品、皮革製品、羽毛製品など。

【参考】 国内希少野生動植物種
国際希少野生動植物種

http://www.env.go.jp/nature/yasei/hozonho/list_domestic.pdf

http://www.env.go.jp/nature/yasei/hozonho/list_international.pdf

3. 譲渡し等の考え方(所有権と占有権)

種の保存法第12条で規制をしている譲渡し等というのは、「譲渡し」「譲受け」「引渡し」「引取り」の4つを意味します。

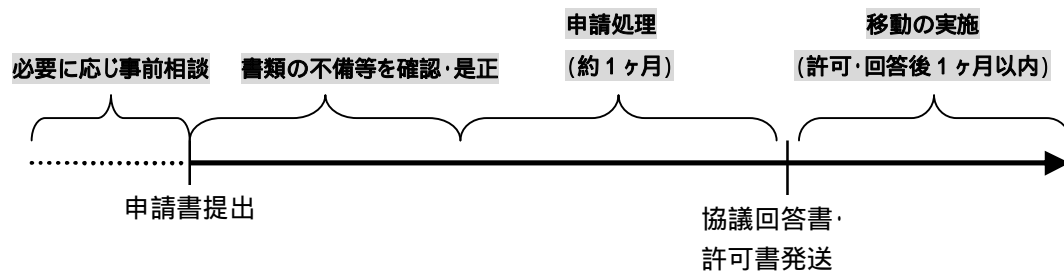
- ・ 譲渡し及び譲受け………所有権(所有者としての権利)の移動
 - ・ 引渡し及び引取り………占有権(管理者としての権利)の移動
- * 譲渡し等について、有償・無償は問われません。「あげる・売る・貸す/もらう・買う・借りる」のすべてが規制対象となり、手続きが必要です。
- * 所有者、占有者が変わらず、飼養場所を移すだけの場合には、種の保存法上の手続きは必要ありません。
- * 所有権と占有権を両方移す場合(多くの場合これに該当)は、「譲渡し及び引渡し」並びに「譲受け及び引取り」を行うこととなります。
- * プリーディングローン契約で貸与等をする場合は、「引渡し」及び「引取り」を行うこととなります。

4. 申請等の流れ

譲渡し側と譲受け側の双方からの申請書等が環境省野生生物課に到着後、審査の上、協議回答書又は許可書を郵送で送付します。処理期間は1ヶ月を標準としていますが、実際には申請書の内容修正や資料の追加等により1ヶ月以上の時間がかかるケースが多く見られますので、当該手引きを通読いただいた上で、ご不明な点がある場合はあらかじめご相談ください。その上で十分な時間的余裕を持ち、申請書または協議書をご提出いただくようお願いいたします。

個体等の状態、気候条件、輸送方法の手配、収容施設の状況、その他の事情により、譲渡し等の時期に特別の配慮が必要な場合は、事前にご相談ください。

尚、協議回答日又は許可日から1ヶ月間が、譲渡し等が可能となる期間となります。



5. 申請に必要な書類

申請書類は、申請を行う各施設の運営形態によって「協議書」と「許可申請書」の2種類があり、それぞれ根拠となる法律の条文が異なります。

国及び地方自治体（公立の動物園・水族館等）、その他公立施設

協議（法第54条第2項）

様式については環境省野生生物課までお問い合わせ下さい。

民間（私立の動物園・水族館等）、私企業、法人、個人

許可申請書（法第13条第2項） 記入例参照

様式は環境省 HP <http://www.env.go.jp/info/one-step/08/table08.html> に掲載（様式第3）

* 設立が公共団体（都道府県等）であっても、財団法人等（公園管理財団等）が運営を行っている場合は、法人の代表者名で許可申請を行ってください。

例）財団法人 協会 理事長 _____

譲渡し等の申請の必要書類一覧

	譲渡し側		譲受け側	
	協議	許可申請	協議	許可申請
申請書類	規定の書式 (表紙及び別紙)	規定の書式 (1枚)	規定の書式 (表紙及び別紙)	規定の書式 (1枚)
添付書類	移動個体の写真 (カラー・個体の特徴がわかるもの) 移動個体の取得の経緯を明らかにする書類 <ul style="list-style-type: none"> 繁殖証明書 過去の譲受け等許可書 輸入時の通関証明 等 		移動個体を飼養栽培する施設の図面及び写真 (生きている場合のみ) 移動目的を明らかにする書類 <ul style="list-style-type: none"> 繁殖計画書、種別調整者の確認書 等 学術研究目的等の場合はその詳細を記した書類 等 	

6. 申請書の書き方

申請書の不備により、許可・回答までに大幅に時間がかかることもありますので、よく注意点をご確認の上、ご記入ください。

6-1. 申請者(代表者)名

申請者名は、基本的に自治体又は法人の代表者（知事、市長、代表取締役、理事長等）としますが、個体移動に関する権限が委譲されている場合は、動物園又は水族館等の施設の園館長名でも結構です。この場合、それぞれの自治体又は法人ごとに権限委譲についての規定等がなされていると考えられますので、御確認の上、申請者名を決定し押印してください。こちらから規定等を確認させていただくこともあります。

6-2. 種名

種の保存法で指定している名称 で、種・亜種名等の和名及び学名を記入して下さい。

- * 和名等について、法律で用いられていない名称がある場合、種の保存法上の名称の何に該当するのか分かるように書いて下さい。申請書については必ず法律上の名称を記入して下さい
- * きつねざる科、おおさんしょうお属のように、科や属で指定されているものの種名については、一般的な和名及び学名を記入してください。
- * 学名についてはアルファベット表記又はカタカナ表記をお願いします。亜種で指定されているものについては、亜種まで正確に記入して下さい。

正しい例) マダガスカルホシガメ アキピテル・ゲンティリス・フジヤマエ
誤りの例) ホウシャガメ × アキピテル・ゲンティリス ×

種の保存法施行令の別表第1～第6に和名及び学名(カタカナ表記)が記載されています。

6-3. 性別

繁殖目的である場合、有性繁殖を行う種については移動個体の性別を明らかにする必要がありますので、「数量欄」に性別もあわせて記入して下さい。

例) 4頭(雄2頭、雌2頭) 雌1頭

性別不明の場合は、性別判定が出来ない科学的根拠についてA4×1枚程度の別添書類にてご説明ください。

6-4. 所在地

これから譲渡し等をさせようとする個体が、現在いる場所についてご記入ください。(通常は引渡し側の住所となります。)

6-5. 譲渡し等の目的

希少野生動植物種の譲渡し等については、学術研究又は繁殖の目的、教育の目的、希少野生動植物種の個体の生息状況又は生育状況の調査の目的その他希少野生動植物種の保存に資すると認められる目的の場合に許可されることとなっています。なお、教育の目的についても、希少野生動植物種の保存に直接的に資するものである必要があります。特に、

社団法人日本動物園水族館協会において特に種の保存に取り組んでいる種別調整対象種の生きた個体の譲渡し等については、同協会の繁殖計画に沿った「繁殖」等とし、種の保存に資するようお願いいたします。テレビ、ショー等への出演、イベント等への貸出しを目的とした申請は認められません。大型類人猿の幼少個体について、種本来の社会性を学ぶ機会を与えないことは個体の健全な成長・繁殖に影響を及ぼすと考えられます。テレビ、ショー等へ出演を行っている個体に、このような問題が見受けられたのでご注意ください。

- * 移動の結果、繁殖した個体についても譲渡し等を行うにあたっては「種の保存法」に基づく申請等が必要です。
- * 移動個体について生息若しくは生育に適した条件を維持していない場合、措置命令の対象となり得ます。
- * 社団法人日本動物園水族館協会の種保存委員会が作成した繁殖計画の対象範囲内において、繁殖を進めるペアに対し余剰となる個体の移動を実施することで、当該種全体としての繁殖計画が進展する場合、基本的に繁殖目的の取組として捉えることができます。このような場合の譲渡し等については、詳細について確認し申請に必要な書類等について調整させていただく必要がありますので、時間的余裕をもってあらかじめ環境省野生生物課条約法令係までお問い合わせください。

6-6. 相手方

相手方の申請者と同じ者を記入します(双方の記載が合っているか、事前確認願います)。

自治体の場合は、主たる事務所として県庁・市役所等の所在地、氏名は知事・市長等の氏名、職業は代表者の役職名(知事、市長等)をご記入ください。

法人の場合は、主たる事務所の所在地と名称、代表者の氏名、職業は法人の主たる事業をご記入ください。園館長がその法人の代表者でない場合(園館が会社の中の部・課・係である場合)は本社所在地と名称、会社代表者氏名、会社の主たる事業をご記入ください。

6-7. 輸送方法(生きている個体の場合のみ)

複数の輸送手段を使う場合は、どこからどこまでが空輸(海送)なのか、どこからどこまでが陸送なのかがわかるように記載してください。

例) 専用の輸送箱にて陸送及び空輸。(空輸の区間:羽田空港から福岡空港)

6-8. 譲渡し等の予定時期

許可日又は協議回答後1ヶ月以内、となります。

6-9. 飼養に当たる者(生きている個体を譲受ける場合のみ)

申請者(代表者名)ではなく、**実際に移動個体の飼養を担当する方**について、いままでにどのような動植物を扱ってきたか、特に当該種及び近縁種の取扱い経験等を中心に簡潔にご記入下さい。

また、取扱者欄の住所については、取扱者の**勤務先住所**をご記入ください。

希少野生動植物種譲受け等許可申請書

年 月 日

環 境 大 臣 殿

申 請 者

住 所 〒東京都千代田区 -

電 話 03-5678-1234

氏 名 自然 花子

印

職 業 財団法人 協会 理事長

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第13条第2項の規定に基づき、希少野生動植物種の個体等の譲受け等について、次のとおり申請します。

譲受け又は引取りをしようとする個体等	種名	タンチョウ（グルス・ヤポネンシス）		
	区分 該当する文字を丸で囲むこと。 器官及び加工品、その他の個体等に該当する場合は、余白に具体的内容を記入すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 生きている個体・卵・はく製・標本 <input type="checkbox"/> 器官及び加工品（ 羽毛 ） <input type="checkbox"/> その他の個体等（ ）		
	数量	雌1羽		
	所在地	現在、個体等を飼養・保管している住所 （相手方の住所）		
譲受け又は引取りをする目的 該当する文字を丸で囲むこと。その他に該当する場合は、余白に具体的内容を記入すること。		学術研究・ <input checked="" type="checkbox"/> 繁殖・教育 その他（ ）		
譲受け又は引取りをする相手方	住所	県 市 - x	電話	
	氏名	環境 太郎		
	職業	市長		
譲受け又は引取りをする際の輸送方法 （生きている個体の場合に限る。）		専用の輸送箱に入れ、空輸（ 空港～ 空港間）及び陸送		
譲受け又は引取りをする予定時期		許可日から1ヶ月以内		
譲受け又は引取りをした個体を飼養栽培しようとする場合	所在地	これから個体等を飼養・保管しようとする住所		
	飼養栽培施設の規模・構造	別紙の図面参照		
	取扱者	住所	担当者の勤務先住所	
		氏名	野生 太郎	
		職業	類担当飼育者	
飼養栽培に関する経歴	タンチョウの担当歴7年、ツル類の飼育歴15年			

- 注1 申請者及び譲受け又は引取りをする相手方が法人である場合には、その住所、氏名及び職業については、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び法人の主たる事業を記載すること。
- 2 器官及び加工品については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令別表第4に掲げられた区分に応じて記入すること。
- 3 譲受け又は引取りをした個体を飼養栽培しようとする場合にあっては、飼養栽培施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真を添付すること。

別添資料の書き方と注意点

別添資料の不備も申請書の不備と同じく、許可又は回答までに大幅に時間がかかる原因となりますので、以下についてよくご確認の上、必要書類をそろえてください。

7-1. 譲渡し・引渡しをするとき

個体等の写真:カラー。正面、側面及び個体識別に有効な部分等を撮影したもの。

移動個体がどれにあたるかわかるように、基本的には個別に撮影して下さい。

群れ飼いで個別の写真撮影が難しい場合は、説明等を書き添えて下さい。

- * 写真については、A4の用紙に貼付又はデジタルデータをA4用紙に印刷したものを添付して下さい。小さすぎるもの、ピントが合っていないもの等、個体等の特徴がわかりにくいものについては、再度、提出等をお願いすることがあります。

当該個体等の取得の経緯を明らかにする書類

- ・ 譲渡しを行う園館で繁殖した個体の場合
園館長名による繁殖証明書（繁殖年月日、血統登録番号等の情報を記載。移動個体の両親についても同様に記載して下さい。）
- ・ 他の園館等から譲受け等した個体の場合
前回移動時の譲渡し等の許可書の写し（ワシントン条約（CITES）の付属書に掲載されてから入手した場合）
譲渡証明書の写し（CITESの付属書に掲載される前に入手した個体の場合）
- ・ 輸入した個体の場合
輸入の経緯を示した書類（CITESの輸出証明書、輸入割当承認書等）

7-2. 譲受け・引取りをするとき

飼養施設（展示場・運動場及び寝室）の写真及び図面

写真:カラー。施設の正面及び側面の写真及び施設の内外の設備が分かるよう撮影した写真。

- * 写真については、A4の用紙に貼付又はデジタルデータをA4用紙に印刷したものを添付して下さい。小さすぎるもの、ピントが合っていないもの等、個体等の特徴がわかりにくいものについては、再度、提出等をお願いすることがあります。

図面（平面図、立面図等）:蛍光ペン等で該当箇所（移動する個体を入れる部屋等）を明示。

- * スケール（面積、高さ）がわかるようにして下さい。
- * 写真で提出した施設内の設備について、設置してある場所を記入して下さい。

譲受け等の目的が適当であることを明らかにする書類

ア) 繁殖目的の場合

繁殖計画書:繁殖の目的、繁殖の相手に関する情報（年齢、繁殖成功経験、取得の経緯）、繁殖方法、繁殖した後の個体（当該個体及び子孫）の取扱い方針等について記載。（p.11の記入例参照）

種別調整者による確認書:当該種について社団法人日本動物園水族館協会種保存委員会の繁殖計画がある場合（日本産希少淡水魚を除く）。譲渡し等が繁殖計画に沿ったものである旨

を当該種の種別調整者に確認いただいた書類(種別調整者の方の押印又は署名のあるもの)を添付して下さい。

イ) 学術研究目的等の場合

学術研究目的等の場合は、その詳細を記した書類又は資料等を添付して下さい。

その他

繁殖目的の譲渡し等以外で繁殖計画書が添付されない場合は、書面にて占有権のみの移動なのか、所有権の移動も伴うものなのかを明らかにしてください。繁殖計画書が添付される場合は、その中で所有権等の取扱についても記述してください。ブリーディングローンをしている個体の又貸しをして、所有権を有する園館からいくつもの園館を経て移動する等の場合は、所有権がどの園館にあるのかを明らかにしてください。死亡個体の扱い(貸し出していた個体が死亡した場合に、相手に処理を任せる場合など)や、繁殖に成功した個体の所有権をどちらが持つかなどについては、当事者間の契約内容を確認させていただくことがあります。

繁殖計画書

1. 繁殖目的

社団法人日本動物園水族館協会種保存委員会の繁殖計画(ない場合はこの限りでない)と当該譲受け等に係る園館間の当該種の繁殖計画をもとに記述する。種保存委員会の繁殖計画の有無を明記し、ある場合は種別調整者からの確認書類を添付する。

例・繁殖ペア若しくは群れ形成

・血統管理、遺伝的多様性確保、人工繁殖技術確立等

2. 譲受け等した個体の繁殖相手に関する情報

・個体(性別、年齢、登録番号等)、繁殖成功経験

・取得の経緯

3. 繁殖方法

・ペアリング、群れへの順化方法など、繁殖に向けた取組みを具体的に記述。

・発情、生殖行動等の確認方法

4. 繁殖した後の個体(当該個体及び子孫)の取扱い方針等

・繁殖した個体の帰属について

5. 飼育管理体制

・飼育担当者、健康管理体制等

・血縁個体との繁殖抑制を行うのであれば、その方法を具体的に記述。

6. 繁殖の評価及び報告

『譲受け若しくは引取り後、 年を経過した時点で、繁殖状況及びその評価(繁殖に成功していない場合等、必要に応じ繁殖計画の再検討を含む。)について、環境省自然環境局長に報告する。』

(個体の齢や繁殖周期に応じて最長5年以内に設定し、上記文中に記入。下線部を省略しないよう注意。)

7. その他

・今回の許可申請等が所有権の移動を伴う譲受けであるか、所有権の移動を伴わない占有権のみの移動の引取り(ブリーディングローンの場合)であるかの区別等。

7. その他

- ・ 譲受け側が次の者の場合は、許可申請・協議ではなく届出の手續となります。
大学又は博物館、文部科学省大臣指定の博物館相当施設の場合
また傷病個体として緊急捕獲等された、生きている個体等の場合
- ・ 希少野生動植物の種類によっては、種の保存法以外の法令に基づく手続きも必要な場合がありますので、各手続きの所管官庁にお問い合わせ下さい。
例) 天然記念物の場合の文化財保護法に基づく現状変更手続きなど。

8. お問い合わせ・書類等送付先

お問い合わせ、書類送付とも、下記までお願いいたします。

環境省自然環境局野生生物課 条約・法令係

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL:03-3581-3351(内線 6463) / FAX:03-3581-7090